

大田区諮問第 122 号答申

1 審査会の結論

大田区長（以下「実施機関」という。）が令和 7 年 12 月 15 日付け 7 福高発第〇〇号によって行った公文書部分開示決定通知書に関する処分（以下「本件処分」という。）は、正当である。

2 請求対象情報

令和 6 年度介護予防施設利用申込書（〇〇地域力推進センター）

令和 6 年度介護予防施設利用登録申請書及び関係書類一式（〇〇地域力推進センター）

3 審査の経過

令和 8 年 7 月 27 日 諮問を受け、実施機関から説明を聴取し、審査した。

令和 8 年 8 月 25 日 審査した。

4 事実の経過

(1) 令和 7 年 10 月 6 日、審査請求人は、大田区情報公開条例（昭和 60 年条例第 51 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、令和 4 年度、同 5 年度及び同 6 年度に提出された〇〇地域力推進センター（以下「推進センター」という。）の介護予防施設利用申込書及び推進センターの介護予防施設（多目的室）を使用する際に提出された文書の開示請求をした（以下「本件開示請求」という。）。

(2) 同月 17 日、実施機関は、審査請求人に公文書開示決定延期通知書を送付した。

(3) 同年 12 月 2 日、審査請求人から、(1)記載の開示請求文書のうち、令和 4 年度分及び令和 5 年度分については不要である旨の申出があった。

(4) 同月 3 日、実施機関は、本件開示請求の対象文書を「2 請求対象情報」記載の公文書と特定した上で、条例第 9 条第 2 項第 1 号を根拠として一部を不開示とする公文書部分開示決定を行い（以下「令和 7 年 12 月 3 日付け決定」という。）、同月 4 日、審査請求人に公文書部分開示決定通知書（以下「令和 7 年 12 月 3 日付け決定に係る通知」という。）を送付した。

(5) 同月 10 日、実施機関は、令和 7 年 12 月 3 日付け決定及び令和 7 年 12 月 3 日付け決定に係る通知の「開示することができない部分及び理由」の欄に不備があることが発覚したため、令和 7 年 12 月 3 日付け決定における開

示文書の閲覧及び写しの交付を受けるために来庁した審査請求人に対して、改めて、公文書開示請求に対する決定通知及び開示文書の写しを交付することを伝えた。

なお、実施機関は、審査請求人に対して、請求対象は令和 6 年度分のみであることを改めて確認した。

- (6) 同月 12 日、実施機関は、令和 7 年 12 月 3 日付け決定を取り消し、改めて、条例第 9 条第 2 項第 1 号及び第 9 条第 2 項第 2 号を根拠として一部を開示とする公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

すなわち、実施機関は、介護予防施設利用申込書、介護予防施設利用登録申請書及び関係書類に記載のある個人の氏名、住所、生年月日、性別、入会年月日、連絡先の部分については、開示することによって特定の個人が識別される、又は識別され得るため、条例第 9 条第 2 項第 1 号により不開示とし、介護予防施設利用申込書、介護予防施設利用登録申請書及び関係書類に記載のある利用団体名、会費、情報提供の可否については、当該団体の運営に関する情報であり、開示することによって、当該団体の運営を不当に害すると認められるため、条例第 9 条第 2 項第 2 号により不開示とした。

- (7) 同月 15 日、実施機関は、審査請求人に対し、本件処分に係る通知書及び開示対象文書の写しを交付した。
- (8) 同月 18 日、審査請求人は、審査請求をした。

5 審査請求の理由

- (1) 推進センターの介護予防施設の利用者は、大田区の施設を無料で利用しているのであるから、利用申込書・承諾書の利用団体名が開示となっているのは不当である。
- (2) 推進センターの特別出張所会議室使用申請書の開示を求める公文書開示請求においては、特別出張所会議室を使用する団体の団体名が開示されており、行政の判断としての一貫性が欠けている。

6 実施機関の弁明の要旨

- (1) 推進センターの介護予防施設は、地域における自主的な介護予防活動を支援するため、区内の介護予防を目的とした団体を対象としている。団体は、事前に区に利用登録を行い、その後は主体的に活動を行うもので、活動場所及び活動時間は団体の考えで行われ、区はこれらの情報を積極的に発信する立場にない。また、本事業の利用団体は、介護予防を目的とする特定の構成員からなる団体であり、活動が広く周知されることは想定され

ていない。その想定を超えてみだりに区が公表した場合、団体の自由闊達な活動を阻害するおそれがある。さらに、構成員の多くが高齢者であるという実態に鑑みれば、団体名や活動場所・活動時間といった情報が公表されることにより、団体や構成員を対象とした講座の勧誘や営業等、本来の活動とは直接関係のない外部からの働きかけを受ける可能性があり、これらを最大限排除する観点からも慎重な配慮が必要である。以上の事情を総合的に勘案すれば、利用団体名は条例第 9 条第 2 項第 2 号の法人その他の不利益情報に該当する。

- (2) 推進センターの介護予防施設と特別出張所会議室では、使用目的及び根拠法令が異なる。そのため、施設ごとに対象団体の性格、保護すべき情報及び想定される被害リスクが異なる。したがって、これに応じて開示の判断が相違することは合理的であり、一貫性に欠けるとの主張は当たらない。

7 審査会の判断

- (1) 推進センターの介護予防施設の利用申込書、介護予防施設利用登録申請書及び関係書類に記載のある 個人の氏名、住所、生年月日、性別、入会年月日、電話番号等連絡先の部分については、開示することによって特定の個人が識別されるおそれがあることから、条例第 9 条第 2 項第 1 号により不開示としたことは正当である。

次に、介護予防施設利用申込書、介護予防施設利用登録申請書及び関係書類に記載のある利用団体名欄、団体名欄、看板名欄、団体会費欄、外部からの照会に対する代表者連絡先の情報提供の可否欄については、当該団体の運営に関する情報であり、開示することによって、当該団体の運営を不当に害すると認められるため、条例第 9 条第 2 項第 2 号によって不開示としたことは正当である。

- (2) 審査請求人は、区の施設を無料で利用するのであれば、利用する団体名を明らかにすることは当然である旨及び推進センターの特別出張所会議室使用申請書の開示を求める公文書開示請求においては、特別出張所会議室を使用する団体の団体名が開示されており、行政の判断としての一貫性が欠けている旨主張する。
- (3) ア 審査請求人は、無料で区の施設を利用するのであれば、利用する団体名を開示すべきであると主張するが、施設を無料で利用することと団体名の開示を義務付けることに、論理必然的な関係はなく、この主張は当たらない。

イ また、審査請求人は、特別出張所会議室の使用申請書の開示請求においては、使用する団体の団体名が開示されているが、介護予防施設の利

用申込書の開示請求においては、使用する団体の団体名が開示されておらず、一貫性が欠けている旨主張する。

特別出張所会議室については、大田区特別出張所会議室使用要綱第 2 条が以下のとおり規定している。

「（使用の範囲）

第 2 条 会議室の使用は、次の各号の一に該当する場合に限るものとする。

- (1) 区が使用する場合
- (2) 官公署が使用する場合
- (3) 職員の福祉厚生のために使用する場合
- (4) 自治会・町会、青少年対策地区委員会、赤十字奉仕団、保護司会、遺族会、P T A等の地域関係団体又は民生委員児童委員、明るい選挙推進委員、統計調査員、その他特別出張所長が推薦に関与し、公益的な活動に従事する者が、その目的遂行のため使用する場合
- (5) その他所長が特に必要と認めた場合」

このように、特別出張所会議室の利用団体は、公益的な活動を行う団体の利用を予定されている、といえる。

他方、推進センターの介護予防施設は、区の介護予防事業を最優先とし、次いで、その他の区の事業に貸し出している施設である。その上で、空きのある時間帯を介護予防施設利用登録要領に基づいて登録した区内の団体に無料で貸し出している。その介護予防施設利用登録要領を見るに、第 1 条で、地域における自主的な介護予防活動を支援するため、区内の主に介護予防を目的とした団体を対象に、介護予防施設を利用する際の要件を定めるものとしており、第 2 条で、介護予防活動団体は、「健全かつ自主的・民主的な活動をする団体」としている。さらに、第 3 条で、登録できる団体の資格要件の一つとして、「構成員がおおむね 10 名以上であり、3 分の 2 以上が 65 歳以上であること」と定めていることから、介護予防施設を利用する団体は、介護予防を目的として、自主的な活動を行う私的な団体で、かつ、構成員が比較的高齢な団体が介護予防施設を利用する団体に含まれることが想定されている。

施設を利用する団体により、保護すべき情報及び想定される被害リスクが異なることから、これに応じて開示の判断が相違したとしても直ちに不合理であるということとはできない。推進センターの介護予防施設を利用する団体は、介護予防を目的として、自主的な活動を行う私的な団体で、かつ、構成員が比較的高齢な団体が介護予防施設を利用する団体

であることが想定されていることから、その活動場所及び活動時間は団体の考えで行われ、区はこれらの情報を積極的に発信する立場にないこと、利用団体の中には日頃の活動成果を地域に発表する団体もあり、当該施設の利用が公表されることにより、当該団体が介護予防を目的とした団体であることが推認され、発表時の集客に支障を来すおそれがあること、介護予防に取り組む者を標的とした講座の勧誘や物品の販売等の被害が生じるおそれがあること、といった実施機関の弁明も首肯し得るものであり、一貫性が欠けているとの審査請求人の主張は理由がない。

なお、「大田区地域包括支援センター〇〇」「こども家庭部子ども家庭支援センター」「子ども家庭支援センター〇〇分室」「こども家庭部子ども家庭支援センター〇〇」「公益財団法人大田区スポーツ協会」「健康政策部〇〇地域健康課」「青少年対策〇〇地区委員会」「〇〇特別出張所（〇〇ふれあいフェスタ実行委員会）」「〇〇地域リーダー講習会実行委員会」「社会を明るくする運動〇〇地区推進委員会」といった推進センターの介護予防施設を使用する公益的活動を行う団体名については、介護予防施設利用申込書において、可能な限り開示していることを付言する。

(4) 結論

以上の次第であり、本件開示請求に対する実施機関の本件処分は正当である。

大田区情報公開・個人情報保護審査会

会長 板 垣 勝 彦

委員 上 松 信 雄

委員 浦 岡 由美子